

議案第16号

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるも
のとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、水道法施行令等の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年愛西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号中「の卒業生」を「に規定する卒業をした者」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、「の卒業生については5年」を「を卒業した者については5年」に、「の卒業生については7年」を「を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年」に、「の卒業生については9年」を「を卒業した者については9年」に改め、同条第5号中「の卒業生」を「において卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1

項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。